

協議事項(1)

令和 6 年 8 月 2 8 日
坂井市公共交通対策課

坂井市オンデマンド型交通の運行区域拡大について

1. 拡大する運行区域： 丸岡春江坂井区域
※追加するエリア：竹田エリア
2. 運行開始日： 令和 6 年 1 0 月 1 日（火）～
3. 乗降場所（停留所）： 1 3 箇所（追加する竹田エリア区域内）
4. 運行形態： 予約型の乗り合いタクシーによる区域運行（停留所間運送）
※既存「丸岡エリア」との相互乗り入れ
5. 運行日： 土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く平日
6. 運行時間： 午前 8 時～午後 5 時
7. 運行車両： 普通車（運転手含む乗車定員 5 名）
8. 運行管理者： ケイカン交通株式会社
9. 運行事業者： ケイカン交通株式会社、都タクシー株式会社
10. 運賃（利用者負担金）： 資料 3－2 のとおり

※上記 4～10 については、既存運行区域と同様

令和6年8月28日
坂井市運賃協議会
(坂井市公共交通対策課)

坂井市オンデマンド型交通竹田エリアに係る運賃設定について（報告）

1. 運賃設定内容

停留所間運送に係る乗車1回あたりの運賃
(同一エリアまたは隣接エリア間の移動に係る運賃)

区分	運賃
一般	500円
65歳以上	300円
障がいのある人	300円
障がいのある人の介添え者	300円
小学生・中学生・高校生	300円
就学前の乳幼児	無料

2. 実施予定日

令和6年10月1日

3. 設定理由

既設の坂井市オンデマンド型交通の運行区域を拡大して運行するものであるため、既存区域における運賃と同額での設定とした。

4. 意見公聴及び運賃協議会について

- ・公聴の方法 坂井市ホームページへの意見募集掲載
- ・募集期間 令和6年7月19日（金）から令和6年8月9日（金）
- ・受付場所 坂井市公共交通対策課（郵送・FAX・メール・持参）
- ・受付件数 0件
- ・運賃協議会の実施日 令和6年8月28日（金）9：15～
- ・運賃協議会の構成員 福井運輸支局長、竹田地区区長代表者、
ケイカン交通株式会社、都タクシー株式会社、
坂井市

坂井市オンデマンド型交通の運行区域拡大について

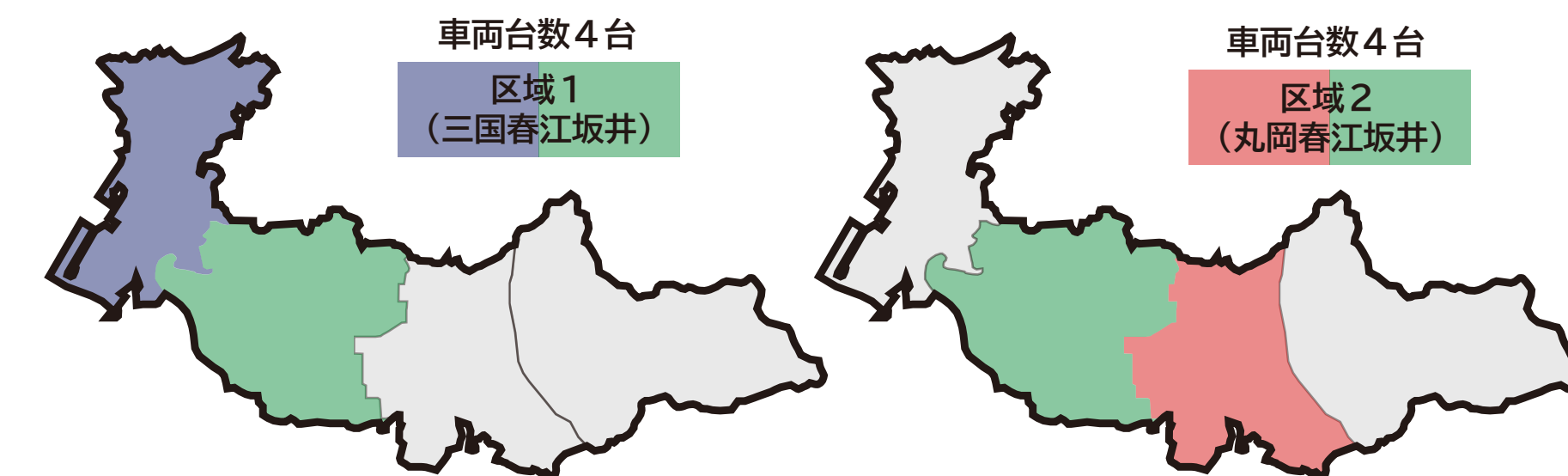
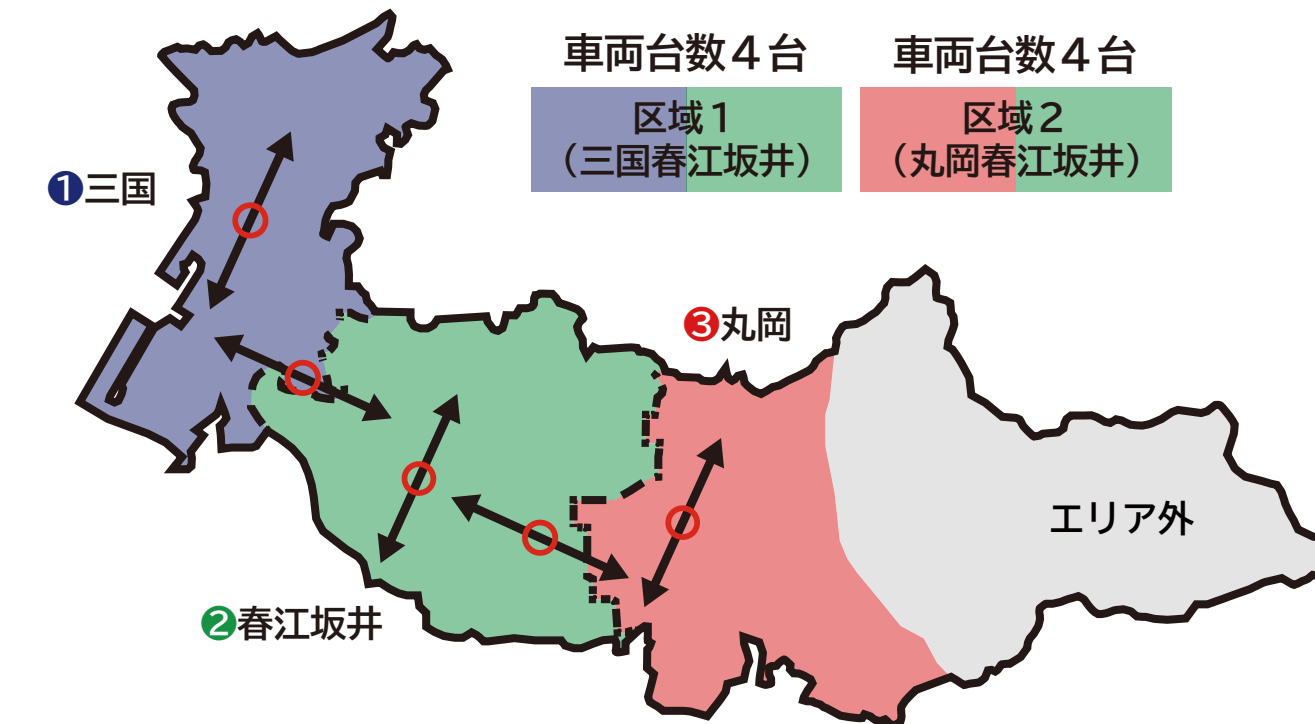
資料3-3

令和6年10月1日（火）の運行から丸岡春江坂井区域を竹田エリアまで拡大し、丸岡春江坂井竹田区域とする。
なお、春江坂井エリア⇄竹田エリア間の直接の運行は不可とする。

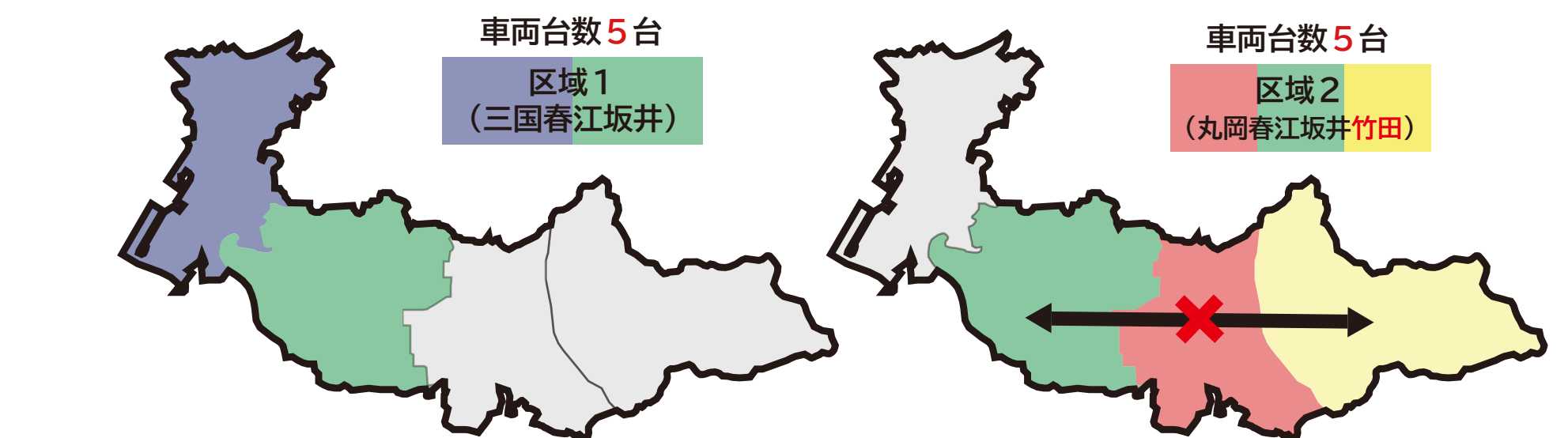
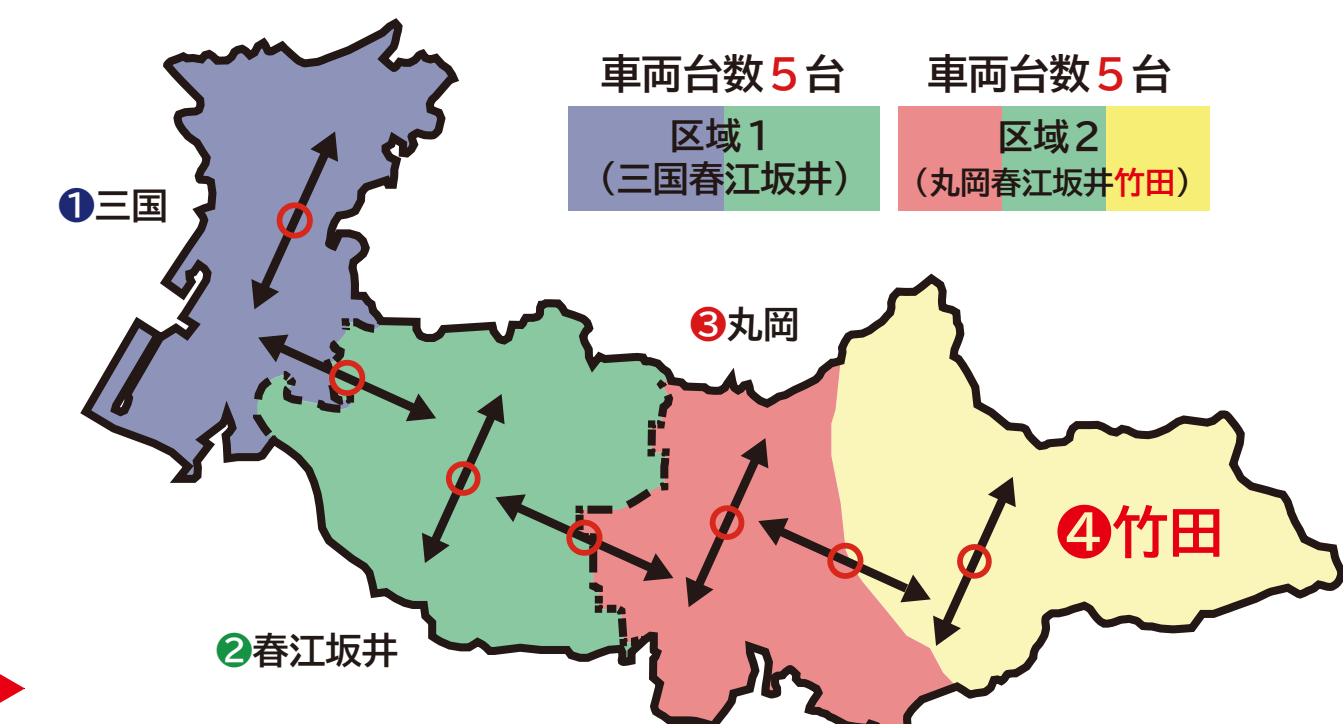
※片道30分圏内を1つの運行範囲として設定することで、効率的な運行を実現するため

【運行イメージ】

～令和6年9月30日（月）



令和6年10月1日（火）～



区域1 三国春江坂井区域

春江坂井エリア

丸岡エリア

区域2 丸岡春江坂井竹田区域

竹田エリア

竹田エリア停留所詳細・・・資料1-4

坂井市オンデマンド型交通の運行区域拡大について

竹田エリア停留所詳細図

